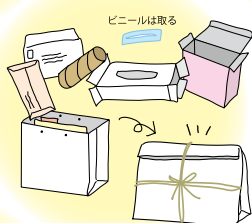


混ぜればゴミ、 分ければそれは「資源」です

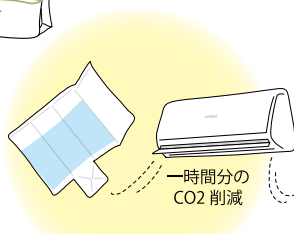
ゴミの減量化にご協力ください

生ゴミは十分に水切りを

雑草は乾燥させて



紙は資源です！



ペットボトルのラベルと
キャップは黄色い袋へ

牛乳パックは1枚に開いて
(資源物)

『家庭ごみ分別ポスター』、『ごみの分別と出し方（冊子）』は、潮来市役所（市民課、環境課、各公民館）で配布しています。また市のホームページからもダウンロードできます。



市ホームページ



家庭ごみ分別ポスター



ごみの分別と出し方
(冊子)

生ごみ処理機の購入補助を行っています



【補助対象】	家庭用生ごみ処理機	1世帯1基のみ	購入金額の1/2 (上限30,000円)
	コンポスト容器	1世帯2基まで ※70リットル以上	購入金額の1/2 (上限1容器3,000円)
	E M処理容器	1世帯2基まで ※18リットル以上	購入金額の1/2 (上限1容器3,000円)
【申請資格】	潮来市に居住し、住民登録のある方 以前に補助交付を受けた世帯については、5年を経過していること		
【申請方法】	直接、環境課窓口にお越しください。 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。		
【必要なもの】	①商品名が明記されている領収書 ②購入した機器等の規格・形式が記載されている取扱説明書・保証書等 ③振込先の分かるもの(通帳等)		

正しい分別を！

分別のルールを守ってください。クリーンセンターでは注射針やスプレー缶混入による事故が起こっています。

スプレー缶

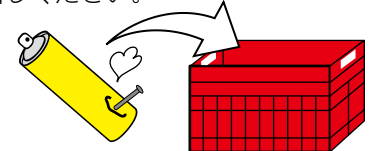
【誤った出し方】



※実際に出された違反ごみです

【正しい出し方】

スプレー缶は穴を開け、中身（ガス）がない状態で、市指定コンテナ（赤色・燃やせないごみ）へお出してください。



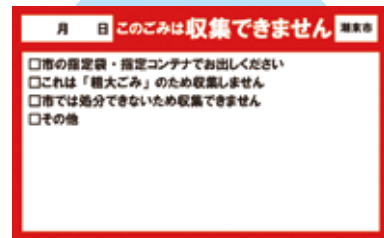
市指定コンテナ（赤色）

注射器



在宅医療で使用される注射器は感染症の危険があるため、市では処理できません。かかりつけの医療機関にご相談ください。

違反シール



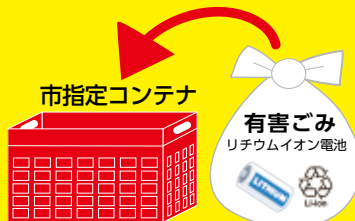
集積所に出されたゴミにこのシールが貼られた場合は、もう一度、正しい分別を行い、再度指定日にお出してください。

リチウムイオン電池の出し方に **ご注意** を！

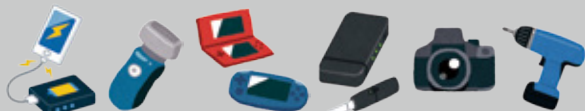
使用済みリチウムイオン電池は、**有害ごみ**としてお出してください

「有害ごみ」と書いた袋（中身の見える袋）に入れて、市指定の赤いコンテナに入れてお出してください

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると、発煙・発火の恐れがあります。破碎や選別工程で発熱し、潮来クリーンセンターで火災（令和4年1月）が発生しました。全国でも事故の例が多数報告されており、収集車で火災の原因となったケースもあります。



リチウムイオン電池が使用されている製品例



携帯電話、充電器、電気シェーバー、ゲーム機、加熱式たばこ、デジタルカメラ、電動工具など充電式の家電製品

セーフリサイクル！リチウムイオン電池！（正しい捨て方の動画）

<https://youtu.be/dQWAqxID0oA>（外部リンク：YouTube）

セーフリサイクル！リチウムイオン電池！ 児童向けver.

<https://youtu.be/srJ6lR49jz4>（外部リンク：YouTube）

◎電池が取り出せないときは、小型家電回収ボックスをご利用ください
【設置場所：潮来市役所、中央公民館、潮来市立図書館】

このマーク！
要確認！



【お問合せ】環境課 ☎63-1111 内線251~253